

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 5 年 1 月 30 日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第<u>40</u>条及び 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第<u>36</u>条の規定に基づい て、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事 項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第<u>39</u>条及び 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第<u>35</u>条の規定に基づい て、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事 項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和 5 年 3 月 20 日から実施する。</u></p>		

別表 5 (第 23 条第 1 項第 1 号関係)		別表 5 (第 23 条第 1 項第 1 号関係)	
約款 (貸付金債権等) 第 3 条のてん補危険の場合 (抜粋)		約款 (貸付金債権等) 第 3 条のてん補危険の場合 (抜粋)	
提出書類	備考	提出書類	備考
5. 保険事故を確認できる書類	(1)～(5) (略) <u>(6) 約款 (貸付金債権等) 第 3 条第 11 号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し (会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)</u>	5. 保険事故を確認できる書類	(1)～(5) (略)
別表 6 (第 23 条第 1 項第 2 号関係)		別表 6 (第 23 条第 1 項第 2 号関係)	
約款 (保証債務) 第 3 条のてん補危険の場合 (抜粋)		約款 (保証債務) 第 3 条のてん補危険の場合 (抜粋)	
提出書類	備考	提出書類	備考
5. 保険事故を確認できる書類	保証債務を履行したことを証する書類及び次の(1)から(5)までのいずれかに該当する書類 (1)～(4) (略) (5) 約款 (保証債務) 第 3 条第 2 号に該当する事由による保険事故については、 <u>以下の書類</u> <u>(イ) 約款 (保証債務) 第 3 条第 2 号に該当する事由のうち、破産手続開始の決定による保険事故については、現</u>	5. 保険事故を確認できる書類	保証債務を履行したことを証する書類及び次の(1)から(5)までのいずれかに該当する書類 (1)～(4) (略) (5) 約款 (保証債務) 第 3 条第 2 号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類

	<p>地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p><u>(ロ) 約款（保証債務）第3条第2号に該当する事由のうち、破産手続開始の決定に準ずる事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</u></p>			
--	--	--	--	--